

綱紀監察研修資料

令和3年 名古屋国税局

目 次

1	税理士等の違反行為の未然防止	1
2	懲戒処分及び処分の種類	1
3	税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数	2
4	税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方	2
5	身近にある税理士法違反事例	3
6	事例 1（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）	4
	事例 2（過失による不真正税務書類の作成）	5
	事例 3（自己脱税）	6
	事例 4（業務け怠）	7
	事例 5（名義貸し）	8
	事例 6（使用人監督義務違反）	9
7	その他	
	【参考 1】税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）	10
	【参考 2】税理士に対する最近の懲戒処分等 （令和 2 年 9 月及び令和 3 年 1 月公告から抜粋）	15

1 税理士等の違反行為の未然防止

《税理士業務の適正な運営の確保》

【国税庁】

☆国税庁の使命☆

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

☆任務（3本柱）☆ （財務省設置法第19条）

- ① 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- ② 酒類業の健全な発達
- ③ 税理士業務の適正な運営の確保



【税理士会】

☆税理士の使命☆ （税理士法第1条）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2 懲戒処分及び処分の種類

		処分の性格	庁 HP 官報	税理士 登録	税理士 証票	処分期間経過後 の業務再開
税理士 (個人)	戒告	財務大臣が義務違反者に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	現状	—
	停止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	返還 §28	即再開可能
	禁止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を行ってはならない旨を命じる処分	掲載	抹消 §26①四	返還 §28	3年経過後に申請 →審査 →再登録
税理士法人	戒告	財務大臣が義務違反法人に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	—	—
	停止	財務大臣が義務違反法人に対し、業務の一部又は全部を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	—	即再開可能
	解散	財務大臣が義務違反法人に対し、解散を命じる処分	掲載	—	—	再開不能

3 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数（名古屋局/全国）

【単位：件】

会計年度	H28		H29		H30		R1		R2		摘要
	名	全	名	全	名	全	名	全	名	全	
処分件数	2	39	4	38	6	51	2	43	2	22	16/193 (8.3%)
戒告		0		0		0		0		0	
停止	2	28	4	31	4	42	1	29	2	18	13/148
禁止		11		7	2	9	1	14		4	3/45

4 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（財務省告示第104号）

対象行為		判断要素	量定の範囲	
法 45 条 (不真正税務代理等)	第 1 項 (故意)	不正所得金額等	6 月以上 2 年以内の停止 又は禁止	
	第 2 項 (過失)	申告漏れ所得金額等	戒告又は 2 年以内の停止	
法 46 条	法 33 条の 2 の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度 戒告又は 1 年以内の停止	
	法 37 条 (信用失墜行為)	自己脱税 (重加)	不正所得金額等	2 年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な 自己申告漏れ (過少)	申告漏れ所得金額等	戒告又は 2 年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2 年以内の停止又は禁止
		税理士業務を停止されて いる税理士への名義貸し	貸人数、件数、 期間、対価の額等	2 年以内の停止又は禁止
		業務け怠	—	戒告又は 1 年以内の停止
		税理士会の会費の滞納	—	戒告
		その他反職業倫理的行為	—	戒告、2 年以内の停止 又は禁止
	法 37 条の 2 (非税理士に対する 名義貸しの禁止)		貸人数、件数、 期間、対価の額等	2 年以内の停止又は禁止
	法 38 条 (守秘義務)		—	2 年以内の停止又は禁止
	法 41 条 (帳簿作成の義務)		—	戒告
	法 41 条の 2 (使用人等に対する監督義務)		—	戒告又は 1 年以内の停止
	法 42 条 (業務の制限)		違反行為に係る 関与件数等	2 年以内の停止又は禁止
	税理士業務の停止の処分を受け、その処分に 違反して税理士業務を行ったとき		—	禁止
その他		—	戒告、2 年以内の停止 又は禁止	

5 身近にある税理士法違反事例

該当条文	税理士等に課せられている主な義務規定		具体的な非違事例
第 33 条	署名の義務		税理士が作成した申告書等には自ら署名すること 使用人に IC カード、ゴム印を預け、署名せず、業務を任せきりにしていた
第 37 条	信用失墜行為の禁止	自己申告漏れ	税理士自身が申告漏れや期限後申告とならないよう、適正な申告に努めること 関与先の申告事務に忙殺され、自己の申告が疎かになった
		業務け怠	依頼された業務は適切に行い、関与先に不測の損害等を与えないようにすること 依頼された業務を放置したため、関与先が無申告・期限後申告となり、青色申告の取り消しや無申告加算税の賦課など、多大な不利益を被らせた
		調査立会い	税務調査の立会いは、税理士本人が行うこと 税理士資格を持たない事務所職員に、単独で税務調査の立会いを任せた
第 37 条の 2	非税理士に対する名義貸しの禁止	税理士資格を持たない者が作成した申告書等に署名しないこと 税理士資格を持たない者が作成した申告書でも、税理士がチェックした上で署名すれば「名義貸し」には当たらないと誤認し、署名していた	
第 38 条	秘密を守る義務	正当な理由なく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと 会計法人や社会保険労務士事務所と同一の事務所を使用し、十分に独立性が確保されていない	
第 41 条	帳簿作成の義務	業務処理簿は記載事項に不備がないよう作成すること 業務処理簿の作成に当たって、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の一部しか作成しておらず、記載内容が不備であった	
第 41 条の 2	使用人等に対する監督義務	使用人等への監督義務を怠らないこと 税理士が使用人に対して行う通常の監督を怠っていたため、使用人が無断で税理士の関与先以外の顧客の申告書を作成していた、又、関与先の不正に加担していた	
第 48 条の 12	社員の常駐	税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させること 従たる事務所を開設したが、社員の自宅から遠方であったため毎月、数日しか勤務せず事務所に常駐していなかった	
第 48 条の 14	社員の競業の禁止	自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行わないこと 会計業務を法人の業務として行う税理士法人の社員が、会計業務を行う他の法人の役員に就任して、その会計法人のために会計業務を行っていた	

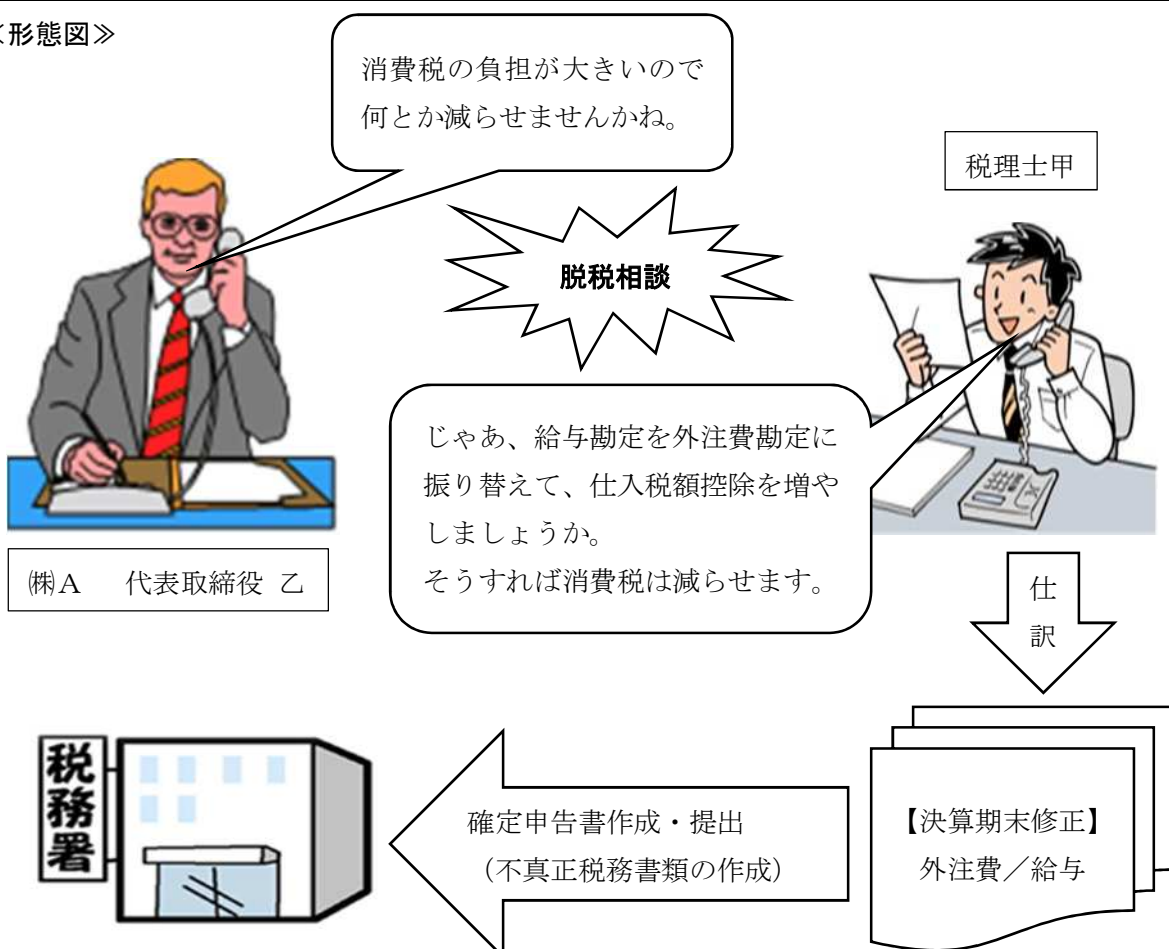
事例 1（脱税相談・不真正税務書類の作成）

《概要》

税理士甲は、決算期末において人材派遣業を営む(株)Aの代表取締役乙から「消費税の負担が大きいのので何とか減らしてほしい。」旨の相談を受け、給与勘定を外注費勘定に振り替える提案をした。その後両者は、電話で納税額の相談をしながら、根拠のない外注費の金額を決定し、税理士甲が決算期末仕訳を行った後、仕入税額控除を過大に計上した消費税確定申告書を作成し、税務署に提出した。

後日、税務調査において仕入税額控除が否認され、(株)Aに重加算税が賦課されるとともに、税理士甲が不正行為に関与していたことが明らかとなった。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士が関与先の代表者の求めに応じて、消費税の納税額を少なくするための脱税相談を行い、本来、給与勘定とすべき金額を意図的に外注費勘定に振り替える方法で、消費税を過少に申告していたものです。

上記の行為は、法第 45 条第 1 項「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」（2 年以内の税理士業務の停止又は禁止）に該当します。

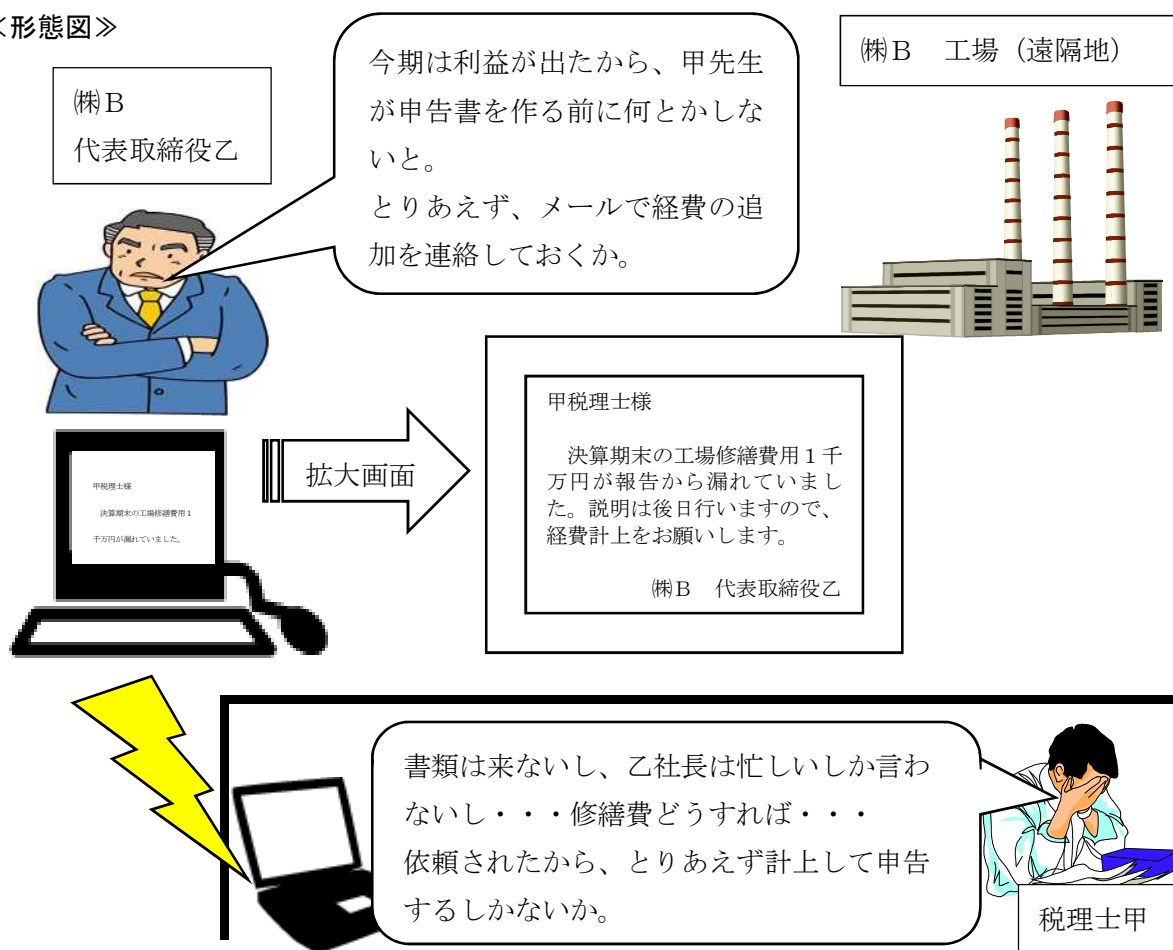
事例 2 (過失による不真正税務書類の作成)

《概要》

税理士甲は、(株)Bの法人税確定申告書作成に当たって期末決算修正仕訳をPC入力していた。その際、同社の代表取締役乙から1千万円の修繕費追加計上がある旨のメールが届いたが、請求書等の添付は無かった。代表取締役乙に対しエビデンスを求めたが、多忙を理由に何の説明等もないまま申告期限が迫ってきたため、仕方なく当該修繕費を計上した申告書を作成し、税務署へ提出した。

後日、税務調査において、当該修繕費は利益を圧縮するための架空計上であったことが判明した。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士であれば通常行うべき確認等を怠ってしまい、結果的に所得金額を圧縮した不真正な法人税確定申告書等を作成・提出してしまったものです。

上記の行為は、税理士法第45条2項「過失による不真正税務書類の作成」(戒告又は2年以内の税理士業務の停止)の規定に該当します。同項の「相当の注意を怠り」とは、「税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする。」(通達45-2)とされています。

関与先からの依頼といえども、確認すべきことは怠らないことが必要です。

事例3（自己脱税）

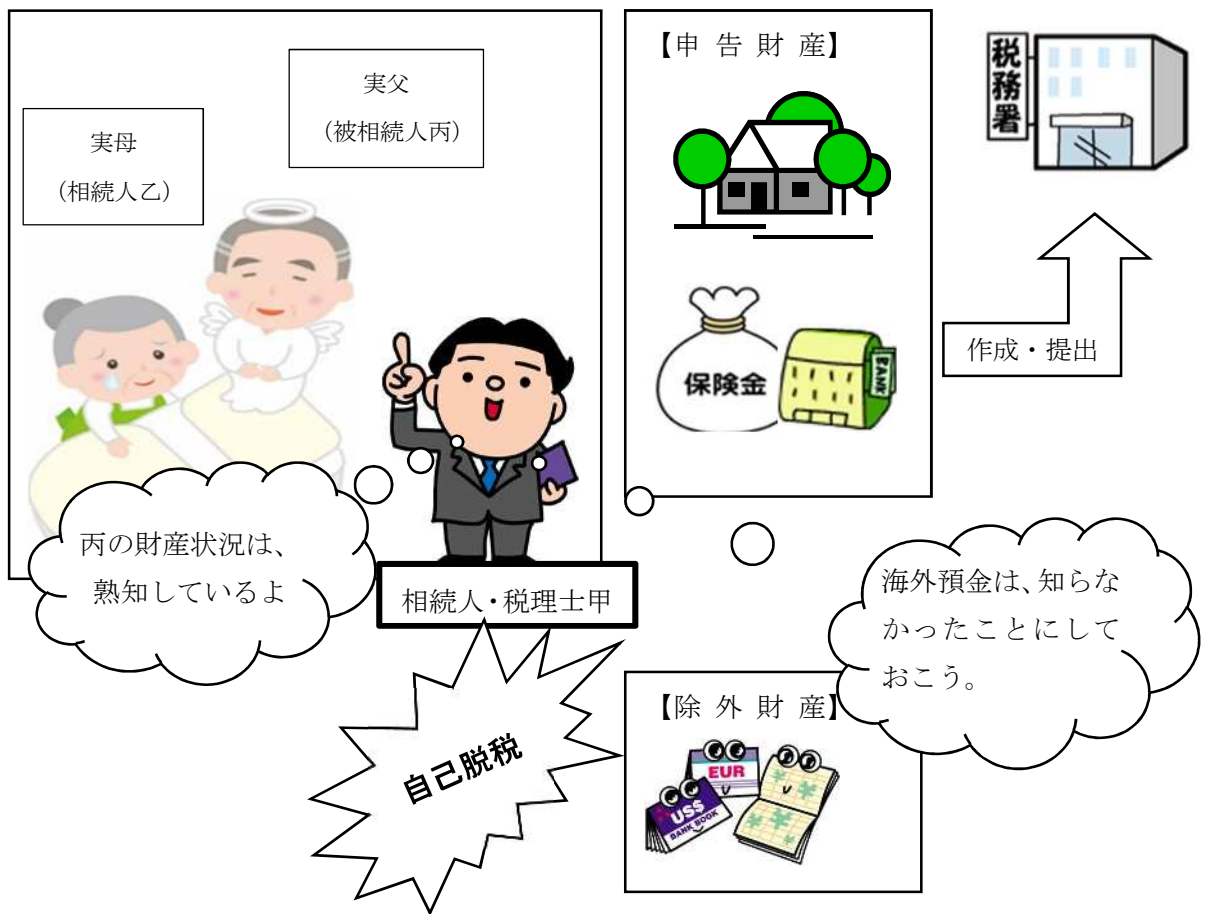
《概要》

税理士甲は、実父（被相続人丙）の死亡により、実母（相続人乙）と共に丙の財産を相続することとなった。相続人となった税理士甲は、丙の生前において財産の管理・運用全般について助言しており、丙の財産を熟知していた。そして、相続人乙から申告の委任を受けた税理士甲は、相続人代表として相続税申告書を自ら作成し、税務署に提出した。

しかし、税理士甲は、申告時に存在を認識していた丙名義の海外預金を相続財産から除外していた。

後日、税務調査を受けた結果、税理士甲が上記財産を隠ぺいしていたことが明らかとなり、税理士甲は相続税の修正申告を提出し、重加算税が賦課された。

《形態図》



《解説》

本事例は、相続人となった税理士が相続税の申告を行う際、被相続人名義の海外預金の存在を知っていたにもかかわらず、相続財産から除外していたもので、自己脱税に該当します。

上記の行為は、税理士としての信用を失墜させることになり、法第37条「信用失墜行為の禁止」（「自己脱税」2年以内の税理士業務停止又は禁止）に違反し、懲戒処分の対象となります。

なお、この法第37条の規定は、税理士法人にも準用されます。

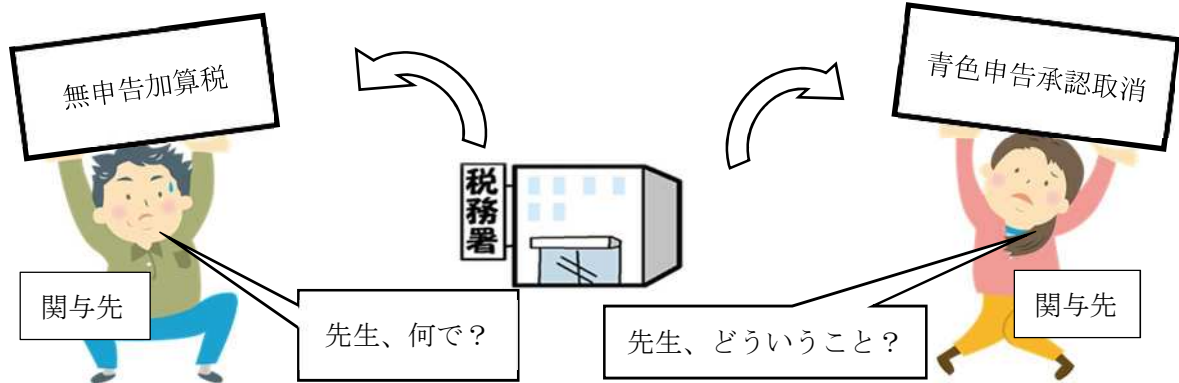
事例4（業務け怠）

《概要》

税理士甲は、講演や執筆活動等の副業が忙しく、税理士業務がおろそかになっていた。その結果、関与先である法人数社の確定申告書作成が遅れてしまい、期限後申告となった。

その後、関与先には、税務署から無申告加算税の賦課決定通知書や青色申告の承認取消通知書が届いた。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士が関与先から委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠っていたというものです。

上記の行為は、法第37条「信用失墜行為の禁止」（「業務け怠」戒告又は1年以内の税理士業務の停止）に違反し、懲戒処分の対象となります。

法第37条に規定する「税理士の信用又は品位」とは、個々の税理士をいうのではなく、いわゆる税理士一般を指しています。その違反する行為として①自己脱税、②多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③調査妨害、④税理士業務を停止されている税理士への名義貸し、⑤業務け怠、⑥税理士会の会費の滞納、⑦その他反職業倫理的行為が財務省告示第104号に示されています。

事例5（名義貸し）

《概要》

税理士甲の事務所に勤務する所属税理士乙は、甲に指示され、非税理士丙が作成し毎月持参してくる法人税及び消費税の確定申告書を検算したうえで、申告書に署名をしていた。

乙は、①転記誤りや計算間違いがないか自分が最終的に確認していること、②雇用主である税理士甲からの指示で署名を行っていることから、名義貸しには該当しないと自分なりに判断していた。

《形態図》



《解説》

本事例は、所属税理士乙が開業税理士甲の指示により、非税理士丙が作成した法人税及び消費税の確定申告書に署名を行っていたものです。所属税理士乙は、非税理士丙が作成した申告書の確認をしていますが、それだけでは、それらの申告書は所属税理士乙の判断で作成したものとはいえ、非税理士丙の判断で作成されたものとなります。したがって、この場合の所属税理士乙の申告書への署名は、たとえ開業税理士甲の指示により行ったことであっても、非税理士丙に自己の名義を利用させたことになり、税理士法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」（2年以内の税理士業務の停止又は禁止）に違反します。

開業税理士甲は、非税理士丙が作成した申告書に自ら署名は行っていないが、所属税理士乙に対して指示をして署名を行わせており、税理士法第37条「信用失墜行為の禁止」（その他反職業倫理的行為）に違反します。

また、非税理士丙は、他人の求めに応じ申告書を作成していることから、税理士法第52条「税理士業務の制限」に違反します。

事例6（使用人監督義務違反）

《概要》

税理士甲は、(株)Cの申告業務全般を担当事務員丙にすべて任せていた。

その結果、事務員丙は、(株)Cの代表取締役乙から所得金額を減らして欲しいという依頼を受け、毎期、架空人件費を計上した法人税確定申告書を作成していた。見返りとして事務員丙は、架空人件費の一部を手数料として、代表取締役乙から受領し遊興費に充てていた。

税務調査で、架空人件費が発覚した時、事務員丙は、「最初は、バレたらどうしようと怖かったが、先生のチェックもなく、毎期乙社長から依頼があり、報酬も貰えたので止めることができなかった。」と語った。

《形態図》



(株)C
代表取締役乙

丙さん、今年の申告も所得金額を少なくしてください。
謝礼は、はずみますから。



長年お付き合いしている社長の依頼
ですから断れませんよ。



甲税理士事務所
事務員丙

使用人
監督義務
違反

放任

(株)Cは、丙君が昔から担当して
いる会社だから、私がとやかく
言うことはない。
丙君に任せておけば安心だ。

税理士甲



甲
税
理
士
事
務
所

《解説》

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、関与先と事務員による不正行為が行われたもので、税理士法第41条の2「使用人監督義務」に違反し、懲戒処分の対象となります。（戒告又は1年以内の税理士業務停止）

なお、使用者である税理士等が使用人である事務員の不正行為を認識していたときは、その税理士等がその不正行為を行ったものとして、また、認識していなかったとしても、そのことについてその税理士等に相当の責任があると認められる場合には、その税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象となることがあります。

- 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第104号

税理士法（昭和26年法律第237号）第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

改正

平成27年1月30日財務省告示第35号

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でない認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分

- 1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人である税理士又は使用人である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- (2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律

や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- (2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第 3 不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合

Ⅱ に定める不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1 月を単位とする。

Ⅱ 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が法第 45 条第 1 項又は第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第 18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第 19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条に規定する更正若しくは同法第 25 条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、
戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(2) 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記 1 に掲げる行為に該当する場合を除く。）

不正所得金額等の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記 1 及び 2(2)イに掲げる行為に該当する場合を除く。）

申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）

行為の回数、程度に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ホ 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

ヘ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

ト その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）

戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (3) 法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (4) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (6) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- (7) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止
- (9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

- 1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。
 - (1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）、第48条の18（解散）又は第48条の19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告
 - (2) 法第48条の16において準用する法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
 - イ 自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ 税理士会の会費の滞納
戒告

- (3) 法第48条の16において準用する法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告

- (4) 法第48条の16において準用する法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一部の停止

- (5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。
解散

- (6) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。
戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があったとき（上記1(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、
戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- (2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。
戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附則（平成27年1月30日財務省告示第35号）

この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

税理士に対する最近の懲戒処分等(令和2年9月及び令和3年1月公告から抜粋)

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	1	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外し、架空の経費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。
	2	2年の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、被相続人名義の預金口座から引き出した現金の一部及び被相続人名義の預金が、被相続人の財産であることを認識していながら、これを隠蔽し、相続財産に計上しないことによって、課税価格を圧縮して申告した。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	3	1年5月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己が代表者であったA社の法人税の確定申告において架空の経費を計上し、さらに、売上の一部を除外することにより、所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。
	4	5月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、水道光熱費を水増しして経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。 ② 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、個人的な飲食費や遊興費を経費に計上することによって、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	5	1月の税理士業務の停止	<p>○ 信用失墜行為（自己脱税）</p> <p>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、勤務実態のない親族の給料、業務関連性のない地代家賃及び水道光熱費を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。</p> <p>また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。</p>
	6	2年の税理士業務の停止	<p>○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</p> <p>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、雑収入の計上漏れ及び家事費の費用計上により、申告漏れを生じさせた。</p> <p>また、これに伴い、消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
	7	2年の税理士業務の停止	<p>○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</p> <p>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>また、被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>さらに、被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、課税価格の申告漏れを生じさせた。</p>
	8	8月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</p> <p>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>また、被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 帳簿作成義務違反</p> <p>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	9	8月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	10	8月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	11	7月の税理士業務の停止	<p>○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の計上漏れ等によって、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、被処分者は、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、雑収入の計上漏れ等及び法定申告期限までに申告をしないことによって、所得金額の申告漏れを生じさせた。</p>
	12	4月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、所得金額を過少に申告することにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	13	税理士業務の禁止	<p>○ 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、所得金額を減額した申告書を作成してほしいとの同社の代表者からの依頼に応じ、売上の一部を除外し、架空の原価及び仕入を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
	14	税理士業務の禁止	<p>○ 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の前取締役からの依頼に応じ、売上値引きの事実がないにもかかわらず、その事実があったものとして売上高の一部を減算し、また、架空の雑損失及び外注加工費を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
	15	1年9月の税理士業務の停止	<p>○ 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの納税額の圧縮の依頼に応じ、架空の外注費を損金に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
	16	6月の税理士業務の停止	<p>① 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、Aの妻からの納税額の圧縮の依頼に応じ、架空の外注費を必要経費に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>② 帳簿作成義務違反</p> <p>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	17	1年4月の税理士業務の停止	<p>○ 非税理士に対する名義貸し</p> <p>被処分者は、税理士法人でないA社及び税理士でないBが、同社及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。</p>

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
非税理士に対する名義貸し	18	1年3月の税理士業務の停止	<p>① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士法人でないA社が、同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	19	10月の税理士業務の停止	<p>① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないA及び税理士法人でないB社が、同人及び同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	20	7月の税理士業務の停止	<p>① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</p> <p>② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
	21	6月の税理士業務の停止	<p>○ 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないA及び税理士法人でないB社が、同人及び同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</p>
業務停止処分	22	税理士業務の禁止	<p>○ 業務停止処分違反 被処分者は、平成30年6月20日付で「1年5月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数者の所得税の確定申告書等の税務書類を作成した。</p>